

大阪市告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和8年5月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 種類 | 場所 |
|--------------------|---------------|
| 普通自動車 (ニッサン 白色) | 東住吉区矢田6丁目12番先 |

(建設局総務部管理課)